

鋸南町地域おこし協力隊（地域農業振興・有害鳥獣対策）募集要項

令和 8 年 4 月
鋸南町地域振興課

鋸南町は、東京都心から車で約 80 分という好立地にありながらも、昭和 34 年の合併以降一貫して人口減少が続いており、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法の規定による過疎地域に指定されています。さらに令和 2 年国勢調査では、人口減少率 12.8%、高齢化率が 48.1%と、過疎高齢化の先進地となっています。

このような中、人口減少に伴い農業従事者の減少や高齢化も顕著となっており、地域農業の担い手不足も深刻化しております。また、人の手が入らなくなった遊休農地が増加することで、イノシシやシカなどの有害獣の生息域が拡大し、農作物への被害も増加傾向にあります。こういった状況は、農業者の生産意欲を低下させ、やがて地域全体の活力が失われてしまうことが懸念されます。

これからの鋸南町の農業を支える担い手の確保と有害鳥獣対策の強化を図り、安心して農業生産や暮らしの営みが続けられる環境づくりを目指します。

これらの推進に向けて、地域外からの人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想による地域活性化に取り組むため、次のとおり「地域おこし協力隊（地域農業振興・有害鳥獣対策）」を募集します。

任用形態	鋸南町地域おこし協力隊として、鋸南町長が委嘱します。 (町との雇用関係なし) ※副業は活動の妨げにならない範囲で可能です。
募集区分	①地域農業振興（水稻・野菜） ②地域農業振興（花き） ③有害鳥獣対策
業務概要	①・研修先農家での農業研修（農業技術、就農に向けた知識の習得） ・ SNS を活用し、農業の魅力や日々の活動を発信 ・ 遊休農地を活用した放牧牛導入の取組 ・ 集落営農や農業法人の設立など、地域ぐるみで農業に取り組む仕組みづくり ・ 鋸南町のブランドとなる新たな作物導入への取組 ・ その他、地域の課題解決への取組や地域農業振興に関すること ②・研修先農家での農業研修（農業技術、就農に向けた知識の習得） ・ SNS を活用し、農業の魅力や日々の活動を発信 ・ 花を活用した 6 次産業化や、地域にない新たな花の栽培への取組 ・ その他、地域の課題解決への取組や地域農業振興に関すること ③・有害鳥獣の捕獲（わなの設置、見回り、止め刺しから運搬、解体等） ・ 町民からの有害鳥獣対策相談・支援 ・ 鋸南町有害鳥獣対策協議会の事務局支援 ・ 鋸南町鳥獣被害対策実施隊や協議会との連携体制の構築 ・ その他、地域の課題解決や有害鳥獣対策に関する事
募集人数	① 2 名 ② 1 名 ③ 1 名
募集対象	・ 年齢 20 歳以上 55 歳以下の方（着任時） ・ 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）から鋸南町に生活の拠点を移し、隊員として委嘱後、町に住民票を異動することができる方

	<ul style="list-style-type: none"> ・協力隊員としての任期が終了した後、鋸南町への定住を目指す、又は鋸南町の地域の振興に資する活動を続けようとする方 ・心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方 ・地域協力活動に理解と意欲があり、地域行事などへ積極的に参加し、地域住民や行政とコミュニケーションを図る意思がある方。 ・普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障がない方（AT限定可） ・パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、メール及びSNS等）ができる方 ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方 ・暴力団員、暴力団関係事業者に関わりのない方
活動拠点	<p>鋸南町全域 （主たる事務所は、鋸南町役場）</p>
委嘱期間	<p>委嘱した日（令和8年7月以降）から令和9年3月31日まで ※なお、次年度の委嘱に関しては双方協議の上、決定するものとし、委嘱の最長期間は3年とします。</p>
活動日数・時間	<p>（1）活動時間は、原則として1日7時間45分とします。 （2）活動日数は、原則として1ヶ月20日間とします。</p>
報償費等	<p>（1）報償費は月額291,000円以内とします。 （1ヶ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり14,550円の日割り計算により支給するものとします。） なお、支払時には、所得税が控除されます。 （2）住民税などの税金、国民健康保険料及び国民年金保険料等は隊員の自己負担となります。 （雇用契約ではないため、雇用保険や社会保険の加入はありません）</p>
活動経費	<p>住居・活動用車両の借上料や活動に必要な物品等の経費は、予算の範囲内で町が補助します。 ただし、転居にかかる費用、家財道具、光熱水費、その他日用品や生活費等は自己負担となります。 また、委嘱期間3年目から委嘱期間終了後1年以内に町内で起業または事業承継される場合、起業または事業承継に係る経費について、予算の範囲内で町が補助します。</p>
住居	<p>基本的には隊員自ら住居を確保していただくこととなりますが、町としても可能な限り情報提供をします。</p>
応募方法	<p>（1）提出書類 ①鋸南町地域おこし協力隊応募用紙（指定様式） ②活動目標レポート ③履歴書（写真貼付） ④住民票抄本（提出日の1か月以内に発行されたもの） ⑤運転免許証の写し（両面） （2）応募方法 提出書類に必要事項を記入し、鋸南町地域振興課農林水産振興室へ郵送または電子メールにより提出してください。 （3）事前相談 必須ではありませんが、委嘱後のミスマッチを防ぐため、要望に応じて事前相談を対面又はオンラインで実施します。お互いの考えを共有し、応募前に疑問点などを解消します。</p>

応募受付期間	令和8年4月13日（月）から 令和8年5月15日（金）まで（郵送の場合は必着）
現地案内 （事前下見）	応募に際して、事前に「実際に鋸南町を見てみたい」という方がおられましたら、日程調整の上、町職員がご案内いたします。ただし、日程によっては対応困難な場合もありますので、ご了承ください。
選考方法	<p>（1）第1次選考（書類選考） 書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。</p> <p>（2）第2次選考（個人面接） 第1次選考合格者を対象に、鋸南町役場にて面接を行います。日程等詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。</p> <p>（3）選考結果の通知 選考の結果は、文章にて通知します。</p> <p>※提出書類の郵送料、面接に要する交通費など本応募に要する経費は応募者の負担となります。</p>
応募、問い合わせ先	〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458 鋸南町地域振興課農林水産振興室（担当：白熊） TEL 0470-55-4805 FAX 0470-55-0421 E-mail nourin@town.kyonan.chiba.jp